

議会広報広聴特別委員会委員長報告書

令和7年3月24日

議会広報広聴特別委員会に付託されました陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について報告します。

陳情第8号「流山市自治基本条例（第7条、第8条）」に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書」について報告します。

本件は、流山市議会だよりについて、他の広報紙同様に、市内商業施設に配架すること。広報ながれやまに倣い、流山市議会だよりの案内を作成し、市民課窓口等で転入者に渡し、流山市議会だよりの一層の周知を図ることを求めるものです。

初めに、事務局より、

本陳情に関し、市議会だよりの市内への配架状況と商業施設への配架について、転入者への案内配付の効果について、自治基本条例の「知る権利」への議会の対応についての3項目の見解を述べさせていただきます。市議会だよりの在り方は、当委員会の所管事項でありますことから、事務局からの踏み込んだ見解というものは差し控えますが、現状の取り組みについて御説明します。

まず、市議会だよりの市内への配架状況と商業施設への配架について御説明します。令和7年2月号では、発行部数が52,000部であり、こちらを例に説明しますと、市内への住民向けの配架状況ですが、市役所出先施設と市役所以外の施設へ、計60施設に対し、1,865部を配架しており、相当な配架施設数であると認識しています。配架にあたっては、施設への滞在時間が長く、じっくり御覧いただける可能性があるということと、比較的紙面を御覧になることが多い高齢者の方が集う場所であるということ、主権者教育ということで若い方に積極的に情報提出していきたいということの3点を重視しています。

次に、商業施設への配架につきましては、陳情書では、新たな配架場所に商業施設を選んだ理由として、広報ながれやまがあるからということを指摘されています。しかし、生活・イベント情報が多彩に掲載されている広報ながれやまに対して、議会の議論の報告がメインである市議会だよりは、紙面の性質が少々異なっていると捉えています。両方とも本市の公の紙面であるから、広報ながれやまと市議会だよりを同じ場所へ置くことが

合理的であるかどうかは、当委員会で議論の余地がある所と考えます。

情報入手の機会を増やすためということであれば、良いように聞こえますが、商業施設となると懸念しているところは、人が多く行き交う場所ならば市議会だよりを手にとってくれる人も多いただろうというように、積極的に言えるほどの根拠は、事務局としては見出せないところです。

しかし、商業施設という新たな配架先が提案されたことは真摯に受け止めたいと考えており、陳情の趣旨を真っ向から否定するものではありません。そこで、陳情の根本を突き詰めてみると、今までは、市民への議会情報伝達手段を新聞折り込みに頼っていたところ、新聞購読者減少に伴い、新たな情報伝達手段が求められているという認識に至りました。

さらに、新聞だけではなく、社会的な趨勢として、情報の紙媒体離れが加速していますが、歴史を刻んだ雑誌の休刊が後を絶たないこともその証だと考えます。紙媒体離れを2つの調査データで裏付けることができました。

公益財団法人新聞通信調査会のメディアに関する全国世論調査2024年の報告書の調査結果ですが、自宅で月ぎめ新聞を購読している人は53.8%です。10年前の2014年度の調査では、78%であり、24.2ポイント減少しています。それだけ新聞購読が世間的になくなってきています。もう一つの項目として、月ぎめで新聞を取らない理由として、テレビやインターネットなど他の情報で十分であると答えた方が75.5%です。この結果から、インターネットが新聞の代替手段であることが浮き彫りになっていると捉えています。

もう一つの重要な調査結果として、総務省情報通信政策研究所が年度ごとに調査をしている、情報通信メディアの利用時間と行動に関する調査報告書では、平日の主なメディア利用について、10歳刻みの世代別平均利用時間が調査されています。こちらでは、新聞閲覧時間が、全世代平均で1日12分となっておりますが、30歳代以下は1分未満、40歳代でも2.7分との調査結果がありました。

インターネット閲覧時間は、全世代平均で194分、30歳代以下は200分超えとの結果でありました。また、インターネット閲覧の中でも、動画投稿・共有サービスを見る時間が最も長いとの結果でありました。

これらの調査結果から、陳情者も新聞購読者が減っていることがベースにあると指摘されていますが、事務局としては、課題解決策について考えたところ、求められている情報入手手段は、メディア利用実態調査に合わせることを考えます。主権者教育の観点からも、小学校高学年から中学生

へ訴求するには、陳情書の「新聞折込配布ができない場合の代替策」として「配架先を追加していくという手段」の議論よりも、メディア利用実態に即して「情報が届くように」議論すべきと考えます。端的に言えば、紙面の置き場所が問題というよりも、商業施設配架という手段を追加して、再び紙媒体で市民へ訴求することについて、お考えいただくべきことと考えます。ただ、これは紙媒体を否定するわけではありません。紙面だけではニーズをカバーしきれないということですので、議論が必要になると認識しています。

また、東葛5市を確認しましたところ、柏市、野田市、鎌ヶ谷市は、市広報と異なる場所への配架ということでありました。

以上のことから他の広報紙同様、市議会だよりを商業施設へ配架することが、情報提供の課題解決につながるとは考え難いと考えます。

さらに、追加費用を投入して紙媒体を配架することについては、議会費で行う事業であることから、議会として、目標・効果を把握し、費用対効果を見極める必要があると考えており、費用対効果を議員の皆様でお考えいただくところと考えます。事務局としては、費用対効果を考える上で、現在、市内商業施設に配架されている広報ながれやまを、委員各位が目にしたことがあるか、また、配架されている施設をいくつ御存じかというのも一つの参考として、当委員会でも議論がなされるものと考えています。

続きまして、転入者への案内配布の効果についてですが、広報ながれやまのポスティング希望者については、市議会だよりのポスティングについても、併せて本人の希望を確認の上、市議会だよりをポスティングすることとしています。加えて、市議会だよりのみのポスティング希望者についてもポスティングをしており、結果的には、市議会だよりの案内が存在しなくとも、現状は希望者の手元に市議会だよりが届く仕組みとなっています。ポスティングは、施設へ足を運ばなくとも、市議会だよりが自宅へ届くことから、商業施設への配架よりも便利であり、確実に入手できる方法と考えています。

なお、転入者に対しては、市役所の各部署も案内を配布したいというところですが、市民課窓口の混雑を勘案し、生活に密着したものの配付のみに留めているというのが現状です。例えば、ゴミ出しの案内や予防接種の関係、ハザードマップというのがメインとなっており、そのほかのものは市民便利帳というものに掲載しています。ただ、市民便利帳は紙での配布をしていません。QRコードから確認することになっています。このことから、転入者への案内を紙で行うのはかなり限定的で、生活に密着したも

のと御理解いただければと考えます。それでもなお、市民課窓口で配付するというのであれば、市議会だよりの配付について案内するというのではなく、議会中継や陳情書提出の方法など、市議会について案内するというのであれば、在り得ることかと考えます。

最後に3点目、自治基本条例の「知る権利」への議会の対応について御説明します。事務局としても、流山市自治基本条例に規定するところの「知る権利」「情報共有」を尊重し、真摯に向き合っているところです。実際に「知る権利」「情報共有」を尊重した事業を、幾重にも展開しています。本市議会では「市議会だより」だけではなく、本会議と委員会のライブ中継及び録画中継の実施、本会議手話通訳の実施、会議録の公開、市議会独自のホームページ作成、SNSによる情報発信、政務活動費証拠書類の公開を「知る権利」に応えるために行っています。また、全国的には少数となりますが、傍聴手続きの簡素化も進めました。これも、情報が開かれた議会であるために行っているもので、これからも努力していきたいと考えます。

引き続き、市議会だよりの存在や、その閲覧方法については、効果的に周知すること、社会情勢や本市の住民特性に合った方法で適切に提供することに努めたいと考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

第一に、この課題については、本来ならこの段階で賛否の決を採るのではなく、議会広報広聴特別委員会や、議会全体で、意思の一致を図ることに努め、議会費からの支出についても、今定例会で成立するかもしれない予算からではなく、新たに議会として執行部に要求をした上で取り組むのが望ましいということ。

第二に、議会の在り方として、市民の「知る権利」「情報の共有」の保障は、議会だよりの配布とともに、本会議や各委員会の公開と傍聴、実況と録画の配信も行われている。また広報紙については、議会事務局発行の議会だよりだけではなく、各会派や各議員の議会活動報告として各種、そして多数配布している。その事との兼ね合いで、今回の陳情について考えることが適切であること。

第三に、市の執行部が広報ながれやまを月に3回発行し、それが市民の手に行き渡るように、新聞折り込み、公共施設、駅や商業施設に配架している背景には、執行部と議会の性格の違いもあると考える。執行部が物事

を決定する際には、そのすべてのプロセスが市民に公開されているわけではなく、各部局内での協議や執行部全体の庁議などの場で決められている。執行部が非公開の場で決めたことについては、出来るだけ丁寧に市民へ公報していく必要が生じる。広報ながれやまの頻回な発行、折り込みや配架の努力は、その表れだと受け止めている。

他方、市議会の場合は、先ほども述べたように、議案はすべて公開、それを審査する本会議も各委員会も基本的には公開制であり、傍聴が可能である。議会だよりを発行し、それに加えて各会派や議員がそれぞれの議会報告を発行し積極的に配布している。

もちろん、議会から市民への情報伝達の現状に対し、それでも不足しているという意見が市民の中から出てくることには理由があり、それに応えていく必要がある。そのためにも、本来は議会広報広聴特別委員会としての合意形成、議会全体としての合意形成、そして議会費として執行部へ要求するなどの手順を踏まえるのが、本来なら適正な議論の進め方だと考える。陳情者が、かねてより、市広報を市民に届けるための議会費の委託費の算定については、かなり緻密な積算根拠が必要だと言っていたと考える。そのようなことも受け止めるとすると、新たに議会として議会費の要求をして、それを踏まえて判断するのが適切ではないかと考える。

しかしながら、今回の陳情が議会広報広聴特別委員会に付託されているため、以上述べた私の意見は飲み込んだ上で、採決としては賛成の立場を表明する。

2 不採択の立場で討論する。

陳情理由にある市民の「知る権利」と「情報の共有」の保障については、大いに賛同する。しかし、今の市民への周知と配布やSNSによる現状を見ると、陳情項目が求める手法より、現時点では議員個々のSNS発信など余分な経費をかけずに情報を届ける方法があると考えます。また、紙媒体での周知に対しては限界があり、「目につけば良い」というようなものではないと考える。

また、案内の作成についても、広報ながれやまのポスティング依頼の方には、同じく市議会だよりを送付している。よって、陳情には反対する。がありました。

採決の結果、5対4をもって、採択すべきものと決定しました。

以上